

【令和 8 年度事業費の配分申請手続き】

令和 7 年度共同募金運動に寄せられる寄付金に対して、令和 8 年度の在宅福祉サービス活動(家事介護・配食・送迎関係)を実施するために受配申請をする場合は、本書記載事項にご留意のうえ、所定の手続きをお願いします。

1 提出書類：「令和 8 年度在宅福祉援助費受配申請書」(1 頁)

- ① 令和 8 年度受配申請に係る使途計画書(2 頁)
- ② 活動内容：対象事業を選択していずれか 1 枚(3～5 頁)
- ③ 定款もしくは会則類(直近のもの)
- ④ 役員名簿(就任年月日等が記載された最新のもの)
- ⑤ 令和 6 年度収支決算書(任意様式)
- ⑥ 令和 7 年度収支予算書(任意様式)
- ⑦ 道路運送法に基づく許可証(写) ⇒ 有償送迎サービスで申請の団体

(注) 1 団体で複数事業を行っている場合、⑤⑥は配分を受けようとする事業部門のみを抜粋した予算・決算および団体全体の予算・決算を添付してください。

2 提出先：事務所所在地の共同募金会(別紙「市区町村支会所在地」参照)

3 提出部数：川崎市所在の団体……………4 部(区支会・市支会・県共募・申請者控え) 川崎市以外の市町村所在の団体…3 部(市区町村支会・県共募・申請者控え) ※原本 1 部の他はコピー可(添付書類を含む)。※カラーコピー不可。

4 提出期間：令和 7 年 4 月 25 日(金)～6 月 30 日(月)

(令和 7 年 8 月末までに神奈川県共同募金会より、受配申請書受理通知ハガキを送付いたしますので、記載事項をご確認ください。)

5 配分概要：後掲「令和 8 年度在宅福祉援助費・配分要領」のとおり

6 配分決定の可否：本会の配分委員会の承認を得て、理事会・評議員会で審査のうえ、 令和 8 年 3 月末に、書面をもって連絡いたします。

7 配分決定要件

(1)「受配者規程」の適用

配分金による事業の執行、および配分金の管理等につきまして、本会「受配者規程」が適用されます。

(2)「共同募金受配」の広報

共同募金運動は、県民皆さまの善意により支えられています。

配分決定を受けた場合は、関係者はもとより広く一般に配分金による事業内容の周知をお願いします。

* 受配申請書の様式は、本会ホームページ(<https://www.akaihane-kanagawa.or.jp>)により、ダウンロードが可能です。【ダウンロード期間：令和 7 年 4 月 25 日～6 月 30 日】

【問い合わせ先】

社会福祉法人神奈川県共同募金会

☎ 045 (312) 6339 / Fax 045 (313) 2529

Email : info@akaihane-kanagawa.or.jp

令和 8 年度在宅福祉援助費・配分申請要領

- 1 配 分 財 源 : 令和 7 年度共同募金
- 2 事業実施年度 : 令和 8 年度(令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日)
- 3 配分対象事業

高齢者・重度障害児者を対象とする非営利型在宅サービス活動(家事介護・配食・送迎活動に限定)を実施するための令和 8 年度事業費。**(※子育て支援を行う事業は配分対象外)**

一団体(事業主体)で「家事介護」「配食」「送迎」活動を重複して実施されている場合、重複して事業部門ごとに配分を受けることはできません。

(参考: AB 会において、「AB 会・家事介護班」「AB 会・配食班」「AB 会・送迎班」として活動されている場合、運営主体である AB 会を一団体として審査します。)

4 配 分 申 請 額

- (1) 家事・介護サービス団体 : 一事業主体当たり 30 万円または 20 万円

下記のいずれかに該当する場合は 20 万円の配分となりますのでご注意ください。

①令和 7 年度に事業開始 ②登録ヘルパー数が **10 名未満** ③登録利用者数が **10 名未満**

- (2) 配食/送迎サービス団体 : 一事業主体当たり 10 万円

5 配 分 対 象 条 件

- (1) 家事・介護サービス関係 (注: 居宅サービス活動を対象とし、デイサービス事業は配分対象となりません)

ア 利用対象者が常時 **5 人以上** いること

イ 本会が認めた利用対象者へ家事・介護サービスを実施していること (在宅の利用者が対象)

ウ 本会が非営利活動として認めた利用者負担金等により実施する有償サービス活動であること

- (2) 配食サービス関係 (**注: 会食サービス活動は配分対象となりません**)

ア 原則として週 1 回以上の配食サービスを実施していること

イ 本会が認めた利用対象者へ配食サービスを実施していること (在宅の利用者が対象)

ウ 本会が非営利活動として認めた利用者負担金等により実施する有償サービス活動であること

- (3) 送迎サービス関係

非営利団体が行う送迎サービス事業を配分対象とし、有償送迎サービス事業については、道路運送法および関係法令に基づく許可が得られていること。

- (4) 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会勢力 (※) および反社会勢力と密接な関りがある団体でないこと

※反社会勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会勢力が配分対象事業の運営に関与していると認められる団体をいいます。

6 配分対象外事項

- (1) 地方自治体及びおよび社会福祉協議会の委託事業ならびに営利を目的に設立された団体による事業
- (2) 介護保険法による保険対象事業
- (3) 団体組織を運営するための経常的経費

※共同募金の配分決定を受けた場合は、助成対象外となる民間助成金がありますので、共同募金の申請に際しましては、各資金の助成要綱等をご参照のうえ、お手続きください。